



用語集



www.hiraizumilaw.com/jp

info@hiraizumilaw.com | (949) 627-0472 | 3090 Bristol Street, 4th Floor, Costa Mesa, CA 92626

用語集

ESTATE PLANNING 資産管理計画（しさんかんりけいかく）

万が一自分に何かあったときに、お金や財産、その他の責任をどうするかを計画することです。これには、誰に何を渡すか、税金や借金をどう処理するか、そして自分に代わって子どもやペットの世話を誰がするかを決めることが含まれます。

TRUST 信託（しんたく）

生きている間や亡くなった後、あなたの資産（お金、不動産、その他所有物）をどのように管理し、分配するかを決定するためのツールです。あなたの資産に対する指示書のようなものだと考えてください。主な種類は2つあります。

- 撤回可能信託 (Revocable Trusts)：生きている間はいつでも変更または解約できます。
- 撤回不能信託 (Irrevocable Trusts)：一度設定すると永続的なものとなります。

GRANTOR/TRUSTOR/SETTLOR 委託者（いたくしゃ）

信託の作成者（設定者）です。信託内の資産をどのように管理・運用・分配するかについてのルールを定めます。

TRUSTEE 受託者（じゅたくしゃ）

信託を管理し、あなたの指示通りに確実に実行する人（または組織）です。あなたが立てた計画を実行する責任者です。

BENEFICIARY 受益者（じゅえきしゃ）

信託から利益を受け取る人です。言い換えれば、あなたが自分のお金、財産、その他の資産を相続させたいと選んだ人々のことです。

HEALTHCARE POWER OF ATTORNEY 医療委任状（いりょういにんじょう）

あなたが自分で意思表示できなくなった場合に備えて、信頼できる人を選び、その人に医療に関する意思決定を任せるための文書です。この人は「医療代理人」と呼ばれ、医師と話し合ったり、あなたの医療記録にアクセスしたり、あなたの希望に基づいて治療方針を決定したりすることができます。

DURABLE POWER OF ATTORNEY 永続的委任状（えいぞくてきいにんじょう）

自分で判断や手続きができなくなったときに備えて、信頼できる人にお金・財産・法律に関する決定を代わりに行ってもらうための文書です。「永続的 (durable)」とは、あなたが自分で物事を処理できなくなった後も、その効力が続くことを意味します。

PROBATE 遺言検認（ゆいごんけん にん）

「プロバート」とは、人が亡くなった後に、裁判所がその人の財産をどのように分けるかを判断・監督する手続きのことです。裁判官が、故人の借金や請求を処理し、その後、誰が何を受け取るかを決定しますが、その分配が故人が望んでいたことと必ずしも一致するとは限りません。この手続きには多くの時間とお金がかかり、内容もすべて公開されるため、多くの家族がこれを避けるために事前に準備をします。

NOTARY 公証人（こうしょうにん）

公証人とは、公式な立会人の役割を果たします。その役割は、本人確認を行い、あなたが重要な書類に署名するのを見届け、その書類が有効であることを証明するための印章（公証）を押します。これにより、書類の信頼性や法的効力が保証されます。